

広島県告示第三百九十五号

昭和五十五年四月一日に広島市長との間に締結した道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による協定の一部を次のとおり変更した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所（東広島支所）において、令和六年四月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協定に係る道路等

道路の種類 及び路線名	区 間（橋 梁 名）	備 考
一般国道二号	石仏橋	追加

二 変更の主な内容

前記一の橋梁を協定の対象に加え、その維持管理は広島県が行う。